

企画競争説明書

業務名称： Bangladesh国低炭素社会実現のためのダッカ配電マスタープラン策定プロジェクト

調達管理番号：23a00747

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第3章 4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

調達・派遣改革の各種施策が導入された2023年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2023年12月13日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年12月13日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：バングラデシュ国低炭素社会実現のためのダッカ配電マスタープラン策定プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2024年3月 ～ 2027年3月

先方政府側の都合等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の13%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の13%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の13%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Toyoura.Taishu@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

社会基盤部資源・エネルギーグループ第一チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年 12月 19日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年 12月 20日 12時
3	質問への回答	2023年 12月 25日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2024年 1月 18日 12時
6	プレゼンテーション	行いません。
7	評価結果の通知日	2024年 1月 29日
8	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (申込先： https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE) ※2023年7月公示から変更となりました。

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2023年10月)」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4. (3) 参照
- 2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口宛、
CC: 担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール
 - ① 件名：「【質問】 調達管理番号_案件名」
 - ② 添付データ：「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)

注1) 質問は「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)のURLに記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記4. (3) 日程の期日までに以下のJICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ(PDF)での提出とします。
- ② 上記4. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_(法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください

い。

- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。
- ⑦ 別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合

GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドラ

イン（2023年10月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（1）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

11. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています（現時点では、2023年11月から2024年1月に公示した案件を対象に、試行的な実施を想定）。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

（なお、プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。）

1. 企画・提案を求める水準

☒ 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、活動の実施を進めるにあたっての、効果的かつ効率的な**実施方法及び作業工程を考案し**、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	実施体制・合意形成について	第3条 実施方針及び留意事項 （3）実施体制・合意形成について
2	パイロットプロジェクト	第3条 実施方針及び留意事項 （5）パイロットプロジェクト
3	JCCの実施方針及び実施機関間の効果的な連携の仕組み	第3条 実施方針及び留意事項 （9）実施機関間の連携
4	本邦研修の内容	第3条 実施方針及び留意事項 （12）本邦研修
5	遠隔での事業継続計画（BCP）	第3条 実施方針及び留意事項 （14）パンデミックや災害等発生時の対応

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上（主に個人）。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「5. 競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

(1) 本開発調査型技術協力の特徴

本事業はバングラデシュ人民共和国（以下、「当国」という。）における低・脱炭素社会実現に向け再生可能エネルギーの大量導入と電力安定供給の両立を見据えた配電マスタープラン（以下、「配電M/P」という。）を策定するものである。特にIPPや分散型電源等の民間投資による再エネ開発が世界的に大きく進展していく可能性があり、将来的な再エネ普及を見越した形で系統計画を検討していく必要がある。受注者、当国における再エネ普及状況、開発計画に加え、民間投資にかかる関連法制度（グリッドコード含む）、事業実施状況、課題、今後の動向等について、当国政府関係機関や国内外の投資家、世界銀行（IFC含む）などの関連ドナーからもヒアリングを行い、現状を分析のうえ、実施する。

(2) 業務工程について

当国の電力セクターは関係機関が多岐にわたり、本事業において作成されるドラフト・マスタープランレポート（1）へのコメント集約や当国関係機関間の合意形成に一定の時間を要することが想定される。したがって、現地業務開始から12ヶ月後を目途に、当国関係機関との意見交換を踏まえた上でのM/P案の検討結果を含む「ドラフト・マスタープランレポート（1）」を策定する。

また、M/Pの策定と並行してパイロットプロジェクトの実施に向けた準備を行い、配電M/P（案）（「ドラフト・マスタープランレポート（1）」）策定後、約12か月程度にわたってパイロットプロジェクトを実施する。パイロットプロジェクトの結果については、「ドラフト・マスタープランレポート（1）」を更新する形で、「ドラフト・マスタープランレポート（2）」としてまとめる。その後、各実施機関において配電M/P（「マスタープランレポート」）を承認するための合意形成・承認手続きへの側面支援を実施し、承認後の配電M/P（「マスタープランレポート」）を含む「プロジェクトファイナルレポート」を提出することを想定しているが、レポートの構成については、プロジェクト開始後に実施機関と協議の上最終決定する。

そのため、業務後半（現地業務開始12か月後以降）は「①パイロットプロジェクト実施」と、「②配電M/P（「マスタープランレポート」）の当国関係機関内での承認プロセスの側面支援」に、より重点を置いた業務を行う。

(3) 実施体制・合意形成について

本事業の実施にあたり、関係機関から構成される3つのワーキンググループの設立を、Record of Discussions（以下、「R/D」という。）にて合意している。また、当国電力エネルギー鉱物資源省電力局（以下、「PD」という。）のJoint Secretaryを議長とする合同調整委員会（Joint Coordination Committee：以下、「JCC」という。）を設けることも合意している。業務の実施にあたって受注者は、JCCを中心として、本事業関係者と本業務に係る情報・進捗共有ならびに共通理解・合意形成が適切に行われるよう十分留意する。そのためのツールとして、調査分析の結果は、関係者と議論の上イシュー毎にディスカッションペーパーの形で整理し、実務レベル、幹部レベルを含め丁寧に合意形成していく。それらを取りまとめ、かつ次回以降の業務に向けた課題や先方への依頼事項などを整理した英文ペーパーを現地調査終了時ごとに現地関係者に共有する。また、JCC等、主要な会議の結果については、議事録（M/M）にて先方と確認する¹。

¹ プロポーザルにおいて、これらの関係者間の合意形成やコミュニケーション方法について具体的な提案を行う。

(4) 需要予測

配電レベルでの需要想定については、JICAの支援により策定された「統合エネルギー・電カマスタープラン（IEPMP）」にて示される需要想定を所与のものとして扱うこととし、本事業において変電所ベース、配電線ベースに落とし込んだ需要予測を行った上で、工業団地等個別の大規模開発プロジェクトを踏まえた需要想定を行う。

(5) パイロットプロジェクト

本事業では、実施機関である Dhaka Electric Supply Company Limited（以下、「DESCO」という。）を対象に配電自動化システム（以下、「DAS」という。）のパイロットプロジェクトを、Dhaka Power Distribution Company Limited（以下、「DPDC」という。）を対象にデマンドサイドマネジメント（以下、「DSM」という。）のパイロットプロジェクトの実施を予定している。DASについては、パイロットプロジェクトとして最低限評価可能な3～5配電線を対象に実施する。その際、本事業終了後もDESCO自身が配電自動化システムの拡大が図れるよう、パイロットプロジェクトにおける調達機材の汎用性等の仕様には十分に留意する。また、DSMについては、具体的な内容についてはプロジェクト開始後に実施機関との協議のうえ決定するが、現地国規制等の制約から、場合によってはシミュレーション等内容を限定した実施の可能性もあり得る²。

(6) 配電システム管理のデジタル化による配電運用効率化

DESCO、DPDC各社は、独自に配電システム運用効率化のための自動化やデジタル化に取り組んでいる。本事業では、運用効率化のためのシステムに対して必要な機能のレビューやアドバイス、指針の策定が求められており、データ連携方法や統合的なシステムの提案を本事業において実施する。

(7) 環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月公布）³」（以下、「JICA環境社会ガイドライン」という）においてカテゴリBに分類される。調査実施にあっては、戦略的環境アセスメント（SEA：Strategic Environmental Assessment）の考え方を導入する。具体的には、計画策定に当たり、重要な環境社会影響項目とその評価方法を設定し、配電システムの再構築作業に当たって複数ある代替戦略・政策案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う。当国の環境法令に基づく、SEAにかかる環境許認可取得の要否やプロセス等について、業務開始後のできるだけ早い段階で当国関係機関と協議・調整・確認し、許認可取得が必要な場合には手続きを支援する。また、SEAにて実施するステークホルダー協議にあたっては、より現場に即した環境社会配慮の実施及び適切な合意形成に資するため、影響を受ける可能性のある地域住民や広く知見・意見を有する個人・団体含めて合理的な範囲内でできるだけ幅広く、現地ステークホルダーとの協議を実施機関が主体的に行うよう支援する。

(8) 当国政府機関における承認プロセスについて

² プロポーザルにおいて、これらの実施機関との協議の土台となるパイロットプロジェクト（DAS及びDSM）の内容について現時点で考える幅広い提案を行う。

³ 先方政府からの本事業実施の要請が2022年度以前になされているため、2010年のガイドラインが適用される。

本事業において策定される配電 M/P（「マスタープランレポート」）及び SEA について、当国関係機関における承認プロセスの各種手続きフローや承認までに要する期間等について、プロジェクト開始後早期に先方と確認の上、第 1 回 JCC での合意事項とする。

（ 9 ） 実施機関間の連携

本事業の対象エリアのダッカは、DESCO 及び DPDC の 2 つの配電会社に分かれて運営されており、計画策定にあたっては両実施機関の連携が必要である。また、本事業実施にあたっては、再生可能エネルギー導入拡大に対応する組織である Sustainable and Renewable Energy Development Authority (SREDA) 及び送電会社である Power Grid Company of Bangladesh Limited (PGCB) との連携も不可欠となる。⁴

（ 10 ） 当国における JICA の他事業との連携

発注者は当国において、エネルギー分野における複数の事業を実施しており、本事業においても、これら他事業とも密に連携し、効果的協力を展開する。

さらに、事業実施期間中の活動を通じて当国における円借款、技術協力、海外投融資、無償資金協力、民間連携事業の候補となる案件が特定されれば発注者に提案すること。これら案件や今後の協力の方向性などに関し、日本政府から意見を求められた場合は協議資料の作成や協議の場での助言などに協力する。

（ 11 ） ドナー間等の連携・調整及び他ドナー関連の情報収集

本事業はダッカを対象エリアとするが、地方部の配電計画の策定に関して、世界銀行が技術支援及び資金協力を計画中である。詳細な活動やスケジュールについては、本事業と定期的に情報交換し、開発効果を最大化できるよう世界銀行の支援との連携・調整を行う。

また、世界銀行に限らず ADB 等の他ドナー機関と定期的に情報・意見交換を行い、JICA 本部・事務所と適時共有の上、関係機関と効果的な連携・調整を図る。

（ 12 ） 本邦研修

本事業では、「ドラフト・マスタープランレポート（1）」策定後の 2025 年度中を目途に、2 度にわたる本邦研修（各実施機関毎に約 5 名、約 10 日）を予定している。日本における配電計画策定プロセスに係る経験について講義や実地訓練を行う。本業務にて研修の実施業務を行う。⁵

なお、JICA 国内機関の状況により希望時期の受け入れが不可能な場合もあることから、調査開始後、カウンターパートの都合も勘案のうえ、本邦研修の実施時期、人選については早期に発注者に提案するよう留意する。提案後の実施時期等の変更も可能であるが、国内機関との調整を要することから速やかに発注者に報告する。

本研修については、受注者が研修実施を行うこととし、当該業務については最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」を参照する。

（ 13 ） ジェンダーへの配慮

⁴ プロジェクト目標や上位目標を念頭に入れた JCC の実施方針及び、監督機関である電力エネルギー鉱物資源省電力局（PD）も含めた実施機関間の効果的な連携の仕組みをプロポーザルで提案する。なお、提案にあたっては RD の Annex 2 で合意されている枠組みを元とする。

⁵ 具体的な研修内容や訪問先等をプロポーザルにおいて提案する。

女性の参画・活躍を促進するため、事業実施に当たってはジェンダーバランスに留意する。事業活動において、女性にも同様にその機会が提供されているか、女性の雇用や参加を阻んでいる要因がないかなど、実施機関側の状況（職員・技術者の男女比率）や意図、方針等を確認する。また、WG活動や本邦研修等の人選に際しては、女性の技術者、職員などの参加を奨励する。

（14）パンデミックや災害等発生時の対応

本事業は準備・整理業務と現地業務から構成されるが、感染症拡大や災害発生等による制限が発生する可能性を踏まえ、遠隔手法の活用した業務と現地業務を最適に組み合わせる効果的に成果を発現させるような事業計画も考慮する必要がある。⁶

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

（1）プロジェクトの活動に関する業務

① 成果1に関わる活動：配電マスタープランの方向性の検討

活動1-1：現行マスタープランのレビュー

活動1-2：配電系統及び設備の基本構成の検討

活動1-3：各配電指標（SAIDI、SAIFI、配電ロス率）の検討

活動1-4：マスタープランの目指すべき方向性の検討

② 成果2に関わる活動：詳細配電マスタープランの策定

活動2-1：中長期の設備計画（供給信頼性の向上）

活動2-2：需要予測

活動2-3：再エネ系統連系に向けた準備

活動2-4：配電業務支援システム及び配電系統管理のデジタル化による運用業務効率化

活動2-5：電力セクターにおける事業持続性

③ 成果3に関わる活動：配電自動化システムを用いた信頼性向上の検証（パイロット）

活動3-1：パイロット活動の概要（背景と目的、要求仕様および候補地点（フィーダー）の選定）

活動3-2：導入方策の検討及び評価

⁶ 遠隔での事業継続計画（BCP）をプロポーザルで提案する。

④ 成果4に関わる活動：環境社会配慮事項の検討

活動4-1：温室効果ガス排出削減量の推計

活動4-2：戦略的環境アセスメント（SEA）の考え方に基づいた環境社会影響も含めた代替案の比較検討

⑤ 成果5に関わる活動：アクションプランとロードマップの策定

(2) 本邦研修・招へい

本事業では、本邦研修・招へいを実施する。

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、研修・招へい日程を確定した後、発注者・受注者協議の上で、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）想定規模は以下のとおり。

研修内容	プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。
実施回数	合計2回
対象者	DESCO、DPDC
参加者数	約5名/回
研修日数	約10日（移動日を含む）/回

(3) その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Webへのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を確認する。関連する法令が存在しない場合あるいは法令の適用有無が判断できない場合、調査実施地域の管轄機関に当該協力準備調査で取得したデータの所有権及び利用権について確認する。確認の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - データ格納媒体：CD-R（CD-Rに格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
 - 位置情報の含まれるデータ形式：KMLもしくはGeoJSON形式。ラスターデータに

関してはGeoTIFF形式。(Google Earth Engineを用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出)

② C/Pのキャパシティアセスメント

- 受注者は、人材育成の対象となるC/Pに対し、現状の詳細な把握やキャパシティアセスメントを行い、その結果を踏まえ、その後の能力強化の重点項目や範囲、達成レベル等を設定する。

③ 環境社会配慮に係る調査

「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)(以下、「JICA環境社会ガイドライン」という)に基づき、以下の環境社会配慮調査を行う。戦略的環境アセスメントの考え方(プロジェクトよりも上位の政策(Policy)、計画(Plan)、プログラム(Program)(PPP)レベルの環境アセスメント)に基づいた代替案の比較検討を行う。具体的には、スコーピング(政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会影響項目とその評価方法を明らかにする)を実施した上で、複数ある代替案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う。

主な調査項目は、以下のとおり。

ア) 政策、計画等の目的・目標の検討

イ) 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認

a) 環境社会配慮(環境アセスメント、住民移転、住民参加、情報公開等)に関連する法令や基準等

b) 「JICA環境社会ガイドライン」との乖離

c) 関係機関の概要

ウ) 政策や計画の内容の検討(開発予測、対策のリスト、ルートや将来の開発区域の地図等)

エ) 合理的な範囲で目的を達成するための代替案の検討

オ) スコーピング(政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施

カ) ベースラインとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等)の確認

キ) 影響の予測

ク) 影響の評価及び代替案の比較検討(PPPレベル)

ケ) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討

コ) モニタリング方法の検討

サ) ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。)

④ ジェンダー主流化に資する活動

- 合意文書及び事前評価表に記載されたジェンダー主流化の取組及び指標の達成のための活動を実施する。
- ジェンダーバランスなど多様性の視点に立った実施体制を採る。また、事業対象者が各自のジェンダーによって参加が困難とならないよう、包摂のための工夫をする。
- さらに、データ収集の際は、ジェンダー別に収集・分析を行い、定量/定性的効果を可能な限りジェンダー別で把握する。成果やインパクトの発現状況をモニタリングし、問題が発生した場合は適宜対応する。

第5条 報告書等

1. 報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word又はPDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	
インセプションレポート	業務開始から約2か月後を目途	日本語・英語	電子データ	
プログレスレポート1	業務開始から9か月後を目途	日本語	電子データ	
ドラフト・マスタープランレポート(1)	2025年4月	日本語・英語	電子データ	
ドラフト・マスタープランレポート(2)	2026年4月	日本語・英語	電子データ	
マスタープランレポート	2026年6月	日本語・英語	製本	10部（英） 3部（日）
			CD-R	3枚
インテリムレポート	業務開始から20か月後を目途	日本語・英語	電子データ	

プロGRESSレポート 2	業務開始から27か月後 を目途	日本語	電子データ	
ドラフト・プロジェ クトファイナルレポ ート	業務開始から33か月後 を目途	日本語・ 英語	電子データ	
プロジェクトファイ ナルレポート	契約履行期限末日	日本語・ 英語	製本	10部（英） 3部（日）
			CD-R	3枚

- プロジェクトファイナルレポートは、履行期限3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) プロジェクトファイナルレポート（及びプロGRESSレポート）

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言

添付資料（添付資料は作成言語のままよい）

- (ア) 業務フローチャート
- (イ) WBS等業務の進捗が確認できる資料
- (ウ) 人員計画（最終版）
- (エ) 研修員受入れ実績
- (オ) 遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- (カ) 供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- (キ) 合同調整委員会議事録等
- (ク) その他活動実績

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、プロジェクトファイナルレポートにも添付する。

(1) Off-JT、OJT 等で使用した各種講義資料

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS 等の活用）
- (4) 活動に関する写真
- (5) 契約金額の支払進捗状況（年度毎の既支払額及び支払予定額）

第6条 再委託

☒ 本事業では、以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	パイロットプロジェクト (DAS) 開発	配電自動化システムの開発（3～5配電線を対象） - 配電線自動化システム開発 - 子局、開閉器、再閉路リレー、子局テスト、付属品等の調達	一式	定額計上
2	パイロットプロジェクト (DAS) 施工	配電自動化システムの施工工事	一式	定額計上
3	パイロットプロジェクト (DSM)	電力需要負荷平準化のシュミレーション実施、EV導入による実証試験	一式	定額計上

第7条 機材調達

本業務では、機材調達を想定していない。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について

理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

1. 案件名

国名：バングラデシュ人民共和国（バングラデシュ）

案件名：低炭素社会実現のためのダッカ配電マスタープラン策定プロジェクト

Detailed Distribution Master Plan Project for Dhaka Area to Achieve Low Carbon Society

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における電力・エネルギーセクターの現状・課題及び本事業の位置付け

バングラデシュでは、堅調な経済成長に伴って2010年から2019年の約10年で、一次エネルギー需要が約1.5倍増加、電力エネルギー需要（TWhベース）は約2.2倍増加している（IEA）。2041年に先進国入りを目指すVision 2041を掲げて経済開発を進めており、それに伴ってエネルギー需要も大きく増加すると見込まれる。

一方、パリ協定での「2°C目標」（産業革命以降の平均気温上昇を2°C未満に抑制する目標）、更には1.5°Cに抑える努力を追求することが示され、その目標の達成という世界共通の長期目標に向けた取り組みが世界的に加速している。持続可能で近代的なエネルギーへのアクセス（ゴール7）、及び気候変動とその影響への緊急の対処（ゴール13）は、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals, SDGs）において最も重要なテーマの一つである。バングラデシュは、国土の大半が平らな低地であるデルタ地帯に位置することから、気候変動に対して非常に脆弱な地域で、適応策を中心に気候変動への対策に早くから取り組んできている。2021年8月に国連気候変動枠組み条約（UNFCCC）に提出された、更新版「自国が決定する貢献」（Nationally Determined Contributions : NDC）では、国際的な支援を受ける条件の下では、特別な対策を講じない（Business As Usual : BAU）シナリオ（409.4 MtCO₂e）と比較して21.85%の温室効果ガス削減を目標に掲げている。また2021年9月に発表されたMujib Climate Prosperity Planでは、NDCで定めた貢献目標に沿って、再生可能エネルギー（以下、「再エネ」という。）のシェア増加とエネルギー原単位の削減をすることが掲げられている。中長期的な低・脱炭素エネルギー政策の必要性から、一次エネルギー全体、及び電力システム（電源開発計画、送電計画）の長期計画を策定するための「統合エネルギー・電力マスタープラン策定プロジェクト」をJICAにて実施している。

長期的、マクロ的視点からエネルギー計画を策定する「統合エネルギー・電力マスタープラン策定プロジェクト」では、短中期のタイムスパンで個別エリアに焦点を当てた配電計画の策定は含めておらず、経済発展に欠かせない電力の安定供給、信頼性向上という観点から、配電分野の計画策定、運用能力の強化の必要性は高い。特に、経済活動の中心地であるダッカ都市圏は全国の電力需要の約35%（Power and Energy Sector Master Plan（以下、「PSMP」という。）2016）を占めており、今後も電力需要が伸びることが想定されている。

ダッカ都市圏を管轄する配電会社であるDESCO（Dhaka Electric Supply Company Limited）およびDPDC（Dhaka Power Distribution Company Limited）における供給信頼度は近年劇的に改善されてきた。SAIDI（需要家一世帯1年あたりの停電継続時間）は、DESCOエリアにおいて829分（2012年）から310分（2020年）へ、DPDCエリアにおいて1,281分（2012年）から180分（2020年）に改善されている。また、SAIFI（需要家一世帯当たり年平均停電回数）も、DESCOエリアにおいて33回（2012年）から13回（2020年）へ、DPDCエリアにおいて74回（2012年）から15回（2020年）に改善されている。しかし、配電系統が放射状であること、また、配電線の途中に区分開閉器が存在しないことから、一度配電線事故が発生した場合には、広

範囲な停電が発生するとともに、事故発生箇所の復旧まで他区間への供給が停止し供給再開までに長い時間を要するなど、未だ改善の余地がある。

また、気候変動対策の一環として再エネのシェア拡大の目標が掲げられている中で、ダッカ都市圏においても再エネの導入が始まっており、DESCOおよびDPDCエリアにおける再エネ導入量は、5MW（2013年）から46MW（2021年）に拡大している。現時点では、ダッカ市全体の電力需要（約3,500MW）に対して再エネ導入量は1.3%程度であり、配電系統への影響や課題は顕在化していないが、将来、再エネが大量導入された際に、系統への逆潮流の発生や、電圧のばらつきが大きくなることで供給信頼度や電力品質に影響を与えることが懸念される。

こうした状況下、低炭素社会実現のためのダッカ配電マスタープラン策定の支援が要請された。

（2）電力・エネルギー分野に対する我が国及びJICAの協力量針等と本事業の位置づけ
JICA国別分析ペーパー（2023年3月）では、「電力・エネルギー安定供給強化」が重点課題であると分析している。経済成長に伴う電力需要増へ対応し、産業基盤強化するためには、発電・送配電インフラの整備が必要であり、本事業はこれら方針及び分析に合致する。また、我が国の対バングラデシュ人民共和国国別開発協力量針（2018年）では、「中所得国化に向けた、持続可能かつ公平な経済成長の加速化と貧困からの脱却」を重点分野（大目標）と掲げ、電力・エネルギーの安定供給と同時に気候変動対策を含めた持続可能な経済成長を図る協力を行う、としている。加えて、2023年3月に岸田総理が発表した「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）のための新たなプラン」では、取組みの柱として「インド太平洋流の課題対処」を掲げており、気候変動への対応における協力を一層推進することが示されていることから、本事業は同プランに合致する。

パリ協定での議論やSDGsのゴール7（エネルギー）及びゴール13（気候変動）への貢献を念頭に、経済活動の基盤となるエネルギーの低・脱炭素化を効果的に推進するためのJICAの方針・戦略作り、協力プログラム・案件形成、革新的な協力手法の検討等を進めるため、JICAはグローバルアジェンダとして「電力アクセス向上」、「エネルギー利用の低・脱炭素化」を掲げている。本事業は、我が国の協力量針及びJICAの分析と十分に合致しており、電力アクセス向上及び低・脱炭素に係るJICAの協力量針を踏まえ、再生可能エネルギーの大量導入時の電力安定供給を見据えた政策、制度等を検討・提言するものである。

JICAはこれまで、バングラデシュにおいて「電力マスタープラン改訂に係る情報収集・確認調査」（2014年～2016年）や「省エネルギーマスタープラン策定プロジェクト」（技術協力）（2013年～2014年）を実施し、電力・エネルギーセクターの長期的な計画策定を支援してきた。また、「電力・エネルギーセクターアドバイザー」（専門家派遣）（2019年～）や、「ガスネットワークシステムデジタル化及びガスセクター運営効率向上プロジェクト」（技術協力）（2019年～）、「統合エネルギー・電力マスタープラン策定プロジェクト（開発調査型技術協力（2021年～）」を実施中である。また、円借款では、「再生可能エネルギー開発事業」（2013年Loan Agreement（以下、「L/A」という。）調印）や「省エネルギー推進融資事業（フェーズ1及びフェーズ2）」（2016年及び2019年L/A調印）により、再生可能エネルギーの利用や省エネルギー機材導入の促進を支援している。さらに、「マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業（フェーズ1）」（2014年第一期L/A調印）により高効率火力発電の導入によるエネルギー源の多様化や、「ダッカ-チッタゴン基幹送電線強化事業」（2015年L/A調印）により送配電における電力ロスの低減にかかる支援を実施中である。海外投融資では、「シラジガンジ高効率ガス火力発電事業」（2017年承諾）、及び「モヘシュカリ浮体式LNG貯蔵再ガス化設備運営事業」（2017年承諾）に対しIFCと協調融資を行ったほか、アジアインフラパートナーシップ信託基金（Leading Asia's Private Infrastructure Fund: LEAP）

への出資を通じて、「メグナハットガス複合火力発電事業」（2020年融資契約）を支援している。

(3) 他の援助機関の対応

世界銀行は、基幹送電網整備、地方部での配電網整備、電力セクター向け開発支援借款、電力セクター全体の財務改革・再建計画の策定、ガス火力発電所建設、ガスセクターマスタープラン策定等を支援。フランス開発庁はDPDCの管区においてSmart Power Gridのパイロット活動を実施中。アジア開発銀行はバングラデシュエネルギー規制委員会 (Bangladesh Energy Regulatory Committee : BEREC) 設立、ガスインフラ整備（ガス火力建設、パイプライン、ガス田開発等）の支援、アジアインフラ投資銀行は配電網整備、ガス配送網強化の支援等を実施。いずれも本事業との重複はない。

3. 事業概要

本事業は、バングラデシュ国のダッカ都市圏において、再エネ大量導入と電力安定供給の両立を見据えた配電マスタープランの策定及び配電網運用の能力強化を行うことにより、同マスタープランに基づいたエネルギー関連の個別政策の具体化の促進に寄与する。

(1) 総事業費：4億円

(2) 事業実施期間：2024年3月～2027年2月を予定（計36カ月）

(3) 事業実施体制：

1) 実施機関：DESCO および DPDC

2) 関係機関：電力エネルギー鉱物資源省電力局（PD）（監督）

3) 合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）

事業の進捗確認や運営上の課題等に関する意見交換、関係機関の連携促進などを目的に、PDのJoint Secretaryが議長を務める形で6か月に一度を目途に開催し、事業の意思決定を行う。

(4) 投入（インプット）

1) 日本側

① 調査団員派遣（合計約45人月）

- 総括／再エネ／系統安定化
- 配電事業戦略／経済財務分析
- 再エネ導入（規制、制度、系統連系対策）
- 配電系統（架空・地中化、シミュレーション）
- 配電技術（GIS、DMS、システム全般、高度化、システムセキュリティ）
- 配電保守（事故復旧）
- 配電工事・パイロット施工管理
- 環境社会配慮
- 資機材／研修

② 研修員受け入れ：配電分野、約5名×2実施機関（DESCO、DPDC）

2) バングラデシュ国側

① カウンターパートの配置

② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

- プロジェクト事務所（DESCO、DPDCに1か所ずつ）

- カウンターパート職員の人件費・経費

(6) 計画の対象：ダッカ都市圏

- (7) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担
- 1) 我が国の援助活動

JICAは、統合エネルギー・電力マスタープランを通して、電力を含むエネルギー全体の長期計画を策定支援している。
 - 2) 他の開発協力機関等の援助活動

2.(3)を参照。
- (8) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類
- 1) 環境社会配慮
 - ① カテゴリ分類：B
 - ② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)に掲げる送変電・配電セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため。
 - ③ 環境許認可：本事業にて確認。
 - ④ 汚染対策：本事業にて確認。
 - ⑤ 自然環境面：本事業にて確認。
 - ⑥ 社会環境面：本事業にて確認。
 - ⑦ その他・モニタリング：本事業にて確認。なお、環境社会配慮調査の結果が、プロジェクトの計画決定に適切に反映されることについて、相手国実施機関等の関係者から基本的な合意を得ている。
 - 2) 横断的事項：気候変動対策（緩和策）に資する。

<分類理由>本事業を通じて再エネの大量導入が促進されることで、温室効果ガスの排出削減が推進されることが期待されるため、気候変動対策（緩和策）に資する。
 - 3) ジェンダー分類：【対象外】「(GI) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件」

<分類理由>詳細計画策定調査時に本事業におけるジェンダー主流化のニーズや政策を確認したが、具体的な指標を含んだジェンダー主流化に資する取組みを実施するに至らなかったため。
- (9) その他特記事項：特になし

4. 事業の枠組み

- (1) インパクト（上位目標）：

本事業で作成するマスタープランに基づいたエネルギー関連の個別政策の具体化の促進に寄与する。
- (2) アウトカム（プロジェクト目標）：

本事業で作成されたマスタープランがDESCO及びDPDCに承認される。
- (3) アウトプット（成果）：

再エネ大量導入と電力安定供給の両立を見据えた配電マスタープランが策定される。
また、再エネ大量導入時における実施機関の計画策定、運営維持管理能力が強化される。
- (4) 調査項目

- 1) 配電マスタープランの方向性の検討
 - 現行マスタープランのレビュー
 - 配電系統及び設備の基本構成
 - 各配電指標 (SAIDI、SAIFI、配電ロス率)
 - 目指すべき方向性
- 2) 詳細配電マスタープランの策定
 - 中長期の設備計画 (供給信頼性の向上)
 - ① 変電所増設計画
 - ② 地中化推進計画
 - ③ 配電系統 (架空線・地中線) の再構築
 - ④ 配電設備および保守点検機材の高度化
 - ⑤ 事故復旧手順の高度化
 - 再エネ系統連系に向けた準備
 - ① 再エネ導入動向とその見通し
 - ② 再エネ導入に向けた需要予測シナリオ、導入拡大による配電系統への影響評価
 - ③ 電気自動車およびエネルギーストレージ等のデマンドサイドマネジメントの動向調査、可能性の検証 (パイロット)
 - ④ 再エネ導入対策として、グリッドコード、技術要件、接続方法等の分析、課題抽出、改善策の提案
 - 配電業務支援システム及び配電系統管理のデジタル化による運用業務効率化
 - ① 現状の配電業務支援システム導入状況と将来見通し
 - ② デジタル化の状況と将来見通し
 - ③ システムの将来構成に関わる提案
 - 電力セクターにおける事業持続性
 - ① 人材育成
 - ② システムセキュリティ
 - ③ 事業者間協力体制
 - ④ 経営戦略、経済財務分析
- 3) 配電自動化システムを用いた信頼性向上の検証 (パイロット)
 - パイロット活動の概要 (背景と目的、要求仕様および候補地点 (フィーダー) の選定)
 - 導入方策の検討及び評価
- 4) 環境社会配慮事項の検討
 - 温室効果ガス排出削減量の推計
 - 戦略的環境アセスメント (SEA) の考え方に基づいた環境社会影響も含めた代替案の比較検討
- 5) アクションプランとロードマップの策定

5. 前提条件・外部条件

- (1) 前提条件：特になし
- (2) 外部条件：治安の悪化、感染症の拡大等の理由により日本人専門家の現地業務が中止されない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

エネルギー分野のナレッジ教訓シートより、開発計画調査型技術協力によりマスタープラン作成を支援する場合、策定段階から事業の具体化を見据えた準備を行っておくことが重要との教訓を得ている。

本案件においては、マスタープランの内容の実施（施行）支援として、事業実施期間後半において、再エネ導入に対する信頼性向上の検証として配電自動化システムのパイロットプロジェクトの実施及びモニタリングの支援を行う。

7. 評価結果

本事業は、バングラデシュの開発課題・開発政策に十分に合致していることに加えて、経済活動に必要な電力の安定供給と低炭素化に必要な再エネ導入の両立を推進することを通じて持続可能な発展に資するものであり、SDGsのゴール7（エネルギー）、及びゴール13（気候変動）に貢献すると考えられる。以上より、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

（1）今後の評価に用いる主な指標

（提案計画の活用状況）

- 事業完了 3 年後までに本事業で作成のマスタープランに基づいてエネルギー関連の個別政策の具体化が促進される。

（2）今後の評価スケジュール

- 事業終了 3 年後：事後評価

9. 広報計画

（1）当該案件の広報上の特徴（アピールポイント）

1）相手国にとっての特徴

バングラデシュは、旺盛な経済成長を支えるためのエネルギー安全保障や経済性を重視したエネルギー政策をこれまで進めてきたが、気候変動に対する脆弱性が高く、国内・国外における気候変動対策への機運が高まっている中、本事業は再エネ導入を想定した配電計画を策定するものである。

2）日本にとっての特徴

我が国は「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」において、新興国における脱炭素化に向けた幅広いソリューションを提示し、国際協力を進めることとしている。本件はその具体的な取り組みの一つである。

（2）広報計画

プロジェクトホームページの開設・アップデートを通して、取り組みや進捗につき情報発信を行う。また、本邦研修時のメディア広報を行う。

以 上

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務めるものとする。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

2. 選択項目

段階的な計画策定（計画フェーズ・本格実施フェーズ）

- 本業務では次のとおり、計画フェーズと本格実施フェーズに分けて実施する。
第一段階（計画フェーズ）：
本事業に関連する情報を調査・分析し、C/Pとの協議を通じて、プロジェクト活動の詳細計画を策定する。必要に応じ、試行的な活動を実施する。
第二段階（本格実施フェーズ）：
第一段階で策定された詳細計画に基づいてC/P と共に本格的に活動を実施する。

他の専門家との協働

- 発注者は、本契約とは別に、長期専門家及び／もしくは短期専門家を派遣予定である。受注者は、これら専門家と連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。ワーク・プラン、モニタリングシート、業務進捗報告書、業務完了報告書、事業完了報告書の作成に際しては、これら専門家と協働して作成する。
- 上記専門家との役割分担は、第4条2. 本業務にかかる事項、同専門家の活動内容は、別添を参照する。

ジェンダー配慮

- 本業務の実施に際しては、男女別データの収集・分析を行い、男女別データで定量的効果を把握することや、男性／女性の参画を考慮した活動内容を検討する等、ジェンダーに十分配慮した活動を行う。

☒ 施工時の工事安全対策に関する検討

- パイロット事業等による建設工事の実施にあたっては、受注者は「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」に沿った工事安全管理を行う。
- 具体的には、建設工事入札時は応札者（コントラクター）から安全対策プランを、工事着工時はコントラクターから安全施工プランを提出させ、その内容をレビューする。また、施工中は安全施工プランに沿った施工が行われていることを確認すると共に、これらを含む安全対策全般に係る問題点があればコントラクターに対し改善を求める。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/P と成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使えるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. プロジェクトファイナルレポート／プロGRESSレポートの作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めたプロジェクトファイナルレポート／プロGRESSレポートを作成し、発注者に提出する。
- 上記レポートの作成にあたっては、受注者はレポート案を発注者に事前に提出し承認を得た上で提出する。

以 上

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL:

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：配電計画に係る業務

- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：バングラデシュ国、及び南アジア、東南アジア地域

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2024年3月に契約を締結し、2024年4月に現地渡航してプロジェクトを開始し、36か月後の2027年3月の終了を目処とする。

(2) 業務量目途

1) 業務量の目途

約 46.00 人月

本邦研修（または本邦招へい）に関する業務1.00人月を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月は、国内移動手配に関連しJICAが契約する旅行会社への国内移動旅行の手配依頼書の送付、旅行手配内容の調整・検収、国内機関への報告を含む。

2) 渡航回数を目途 全60回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- ▶ パイロットプロジェクト（DAS）開発
- ▶ パイロットプロジェクト（DAS）施工
- ▶ パイロットプロジェクト（DSM）

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料①

- ▶ 討議議事録（Record of Discussions: R/D）
- ▶ 案件概要表（詳細計画策定フェーズ実施計画時の外部公開版）

2) 配布資料②

以下の資料については JICA 社会基盤部資源・エネルギーグループから配布します。配布を希望される方は、専用アドレス（imgne@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

提供資料：カテゴリB案件報告書執筆要領（2023年5月）

提供依頼メール

- ・タイトル：「配布依頼：カテゴリB案件報告書執筆要領（2023年5月）」
- ・本文：以下の同意分を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての仕様、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

3) 公開資料

➤ Revisiting PSMP

https://powerdivision.portal.gov.bd/sites/default/files/files/powerdivision.portal.gov.bd/page/4f81bf4d_1180_4c53_b27c_8fa0eb11e2c1/Revisiting%20PSMP2016%20%28full%20report%29_signed.pdf

➤ バングラデシュ国「電力・エネルギーマスタープラン改訂に係る情報収集・確認調査（PSMP2016）」ファイナルレポート（2016）

<https://staffopac.jica.go.jp/images/report/P1000029606.html>（要約版）

<https://staffopac.jica.go.jp/images/report/P1000029607.html>（全文）

➤ 南アジア地域「バングラデシュ、ブータン、インド、ネパール(BBIN)各国の電力連結性強化に係る情報収集・確認調査」ファイナルレポート（2023年2月）

https://openjicareport.jica.go.jp/640/640/640_100_12375408.html

➤ People's Republic of Bangladesh 「Integrated Energy and Power Master Plan(IEPMP)」2023

https://powerdivision.portal.gov.bd/sites/default/files/files/powerdivision.portal.gov.bd/page/4f81bf4d_1180_4c53_b27c_8fa0eb11e2c1/IEPMP%202023.pdf

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

現地調査／業務の実施に際しては、機構の安全対策措置を遵守すること。同措置に

に基づき、バングラデシュ渡航前・渡航後には必ず以下を行うと共に、関係者の渡航計画及びこれらの実施状況を機構所定の書式により渡航前（遅くとも出発の14営業日前）に予め連絡し、機構の承認を得ること。

<業務渡航の条件（事前準備）>

- ・渡航前に「海外安全対策ハンドブック」及び「バングラデシュ国安全対策マニュアル」を熟読する。
- ・JICA 事務所による安全ブリーフィングを受講する。
- ・渡航前に JICA 事務所に申請の上、JICA 事務所が管理する安全情報メーリングリスト及び SMS 配信リストへの登録を行う。
- ・渡航前に、安全対策研修（Web 版等）を受講する。
- ・渡航・滞在時点での最新の行動規範を遵守する。
- ・宗教記念日・宗教行事開催時期及びその前後、その他リスクが高いと考えられる期間は渡航を極力控える。それ以外の場合であっても、最新の治安情勢や空港からの（または空港までの）移動経路の安全状況の事前確認、渡航の優先度等を踏まえる。

<現地での行動>

- ・ホテルに宿泊する場合は、JICA 事務所が宿泊利用を認めたホテルとする。ホテル以外（借上アパート等）に関しては、利用前に必要な安全対策措置を講じ、JICA 事務所の承認を得る。
- ・外勤は、勤務先や訪問先及びその周辺地域の安全状況を踏まえて、要すれば JICA 事務所または配属機関等が手配する警護付き車両での移動等、必要な安全対策措置を講じることを条件に実施する。継続的に勤務する配属機関等については、JICA 事務所による安全対策確認調査を受ける。
- ・国内出張は、必要な安全対策措置を講じることを前提とし、JICA 事務所が事前に計画を確認したものについて実施を認める。日没後の都市間移動は避ける。
- ・業務外で都市間移動が伴う行動の場合、JICA 事務所に事前に承認を得ること。
- ・短期間の出張者については、毎日夕刻、代表者から JICA 事務所オペレーション・ルームに安全確認の連絡を SMS／電話で入れる。
- ・日頃から行動パターン（通勤／移動時間、使用する道路や施設）を固定せず、ロープロファイルを旨とし、用心を怠らず、狙われにくくする。
- ・充分充電した携帯電話を携行し、宿泊先においても常時連絡が取れる状態を必ず維持する。
- ・車両乗降時は、可能な限り住居・JICA 事務所等の敷地内等周囲から見えにくい場所で乗降するとともに、周囲に気を配り、不審者・不審車両（バイク含む）が近づいていないことを確認する。車両乗車中は扉を施錠し、後方から追尾してくる不審車両がないか注意を払う。
- ・空港においては出発/到着ロビー等、制限区域外の滞在時間を必要最小限とする。
- ・単独行動を極力控える。
- ・イスラム教その他の宗教記念日及びその前後、イスラム集団礼拝日である金曜日の午後、ラマダン期間中の金曜日、政治的記念日、その他リスクが高いと考えられる期間は外出を控える。
- ・服装に関しては、肌の露出等を控え、目立たないようにする。

ダッカ市内

<全般>

- ・行動エリアは、オールドダッカ及び旧刑務所周辺を除く地域とする。このうち、①軍・警察関連施設、宗教施設には近づかないこと、②空港、バザール、バスターミナル、外国人が集まるレストランやホテル（JICA 事務所が宿泊利用を認めていないホテル）、ショッピングモールへの訪問・利用は、滞在時間を可能な限り短縮すること。

<日中>

- ・日中（日没前）に限り、徒歩移動も可とする。
- ・リキシャ・CNG の利用はバリダラ地区のみ可とする。公共バス・鉄道の利用は不可とする。

<夜間>

- ・業務外の夜間（日没後）の行動は、バリダラ、ボナニ、グルシャン及び JICA 事務所が利用を認めたホテルのみ可とする。
- ・夜間（日没後）の外出時間は、必要最小限の範囲とする。
- ・夜間（日没後）の移動は車両とする（リキシャ・CNG・公共バス・鉄道は不可。自家用車（四輪）、借上車両（四輪）、タクシー（四輪）、配車サービス（四輪）は可）。但し、夜間の徒歩移動は、バリダラ、ボナニ、グルシャンの 3 地区に限り、15 分程度のみ可とする。

ダッカ市内以外の全土（チッタゴン丘陵地帯を除く）

<全般>

- ・行動エリアは、滞在都市内の地域とする（但し、ロヒンギャ避難民キャンプ地域への訪問は不可）。このうち、①軍・警察関連施設、宗教施設には近づかないこと、②空港、バザール、バスターミナル、外国人が集まるレストランやホテル（JICA 事務所が宿泊利用を認めていないホテル）、ショッピングモールへの訪問・利用は、滞在時間を可能な限り短縮すること。

<日中>

- ・日中（日没前）に限り、徒歩移動も可とする。
- ・リキシャ・CNG・公共バス・鉄道の利用は不可とする。

<夜間>

- ・夜間（日没後）の外出時間は、必要最小限の範囲とする。
- ・夜間の移動は車両とする。（リキシャ・CNG・公共バス・鉄道は不可。自家用車（四輪）、借上車両（四輪）、タクシー（四輪）、配車サービス（四輪）は可）

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2023年10月版）」（以下同じ）を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める可否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合: 超過分のみを別提案・別見積りとして提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合: 当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積りとなる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

213,894,360円(税抜)

なお、定額計上分 183,200,000円(税抜)については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積りには含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記(3)別見積りとしている項目を含みません。

なお、本見積りが上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積りについて(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積りとして認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

- 1) 上述(2)のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目	
1	パイロットプロジェクト（DAS）開発	「第2章 特記仕様書案 第4条業務の内容（5）パイロットプロジェクト	120,000,000円	配電自動化システムの開発（3～5配電線を対象） - 配電線自動化システム開発 - 子局、開閉器、再閉路リレー、子局テスト、付属品等の調達一式	再委託費	国内再委託費
2	パイロットプロジェクト（DAS）施工	「第2章 特記仕様書案 第4条業務の内容（5）パイロットプロジェクト	30,000,000円	配電自動化システムの施工工事一式	再委託費	現地再委託費
3	パイロットプロジェクト	「第2章 特記仕様書案 第4条業務の	30,000,000円	電力需要負荷平準化のシミュレーション実施、EV導入	再委託費	国内再委託費

	クト (DSM)	内容(5)パ イロットプロ ジェクト		による実証試験一 式		
4	本邦研 修(本 邦招へ い)に 係る経 費		3,200,000円	(2回想定) 報酬(1人月分の 報酬): 3,074,700円	報酬	報酬
				直接経費(一式): 125,300円	一般業 務費	国内業 務費

(5) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(6) 旅費(航空賃)について

参考まで、JICAが想定する標準渡航経路(キャリア)を以下のとおり提示します。
なお、提示している経路(キャリア)以外を排除するものではありません。

東京⇒ダッカ(ビーマン航空)

東京⇒クアラルンプール⇒ダッカ(マレーシア航空)

東京⇒シンガポール⇒ダッカ(シンガポール航空)

東京⇒バンコク⇒ダッカ(タイ国際航空)

(7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。
競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) その他留意事項

バングラデシュ国内における宿泊については、安全管理対策上の理由からJICAが
宿泊先を指定しているため、宿泊料については、一律13,500円/泊として計上し
てください。また、滞在日数が30日又は60日を超える場合の通減は適用しません。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(65)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	35	
(2) 要員計画/作業計画等	30	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(25)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(25)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(25)	(10)
ア) 類似業務等の経験	12	5
イ) 業務主任者としての経験	5	2
ウ) 語学力	5	2
エ) その他学位、資格等	3	1
2) 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(10)
ア) 類似業務等の経験	-	5
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	2
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(5)